

ふくしま

法人会ニュース

2009

11

めざます 企業の繁栄と社会への貢献

Contents

| | |
|-------------------|---|
| 税だより | 2 |
| へエーなるほど | 2 |
| 年末調整説明会のお知らせ | 3 |
| 法人会新サービスのお知らせ | 3 |
| 税理士会コーナー | 4 |
| ちょっといっぶく | 4 |
| チャンスは`苦手`の中にある | 5 |
| 税務の窓 | 6 |
| カメラリポート | 7 |
| 会員さんこんにちは（高野浩樹さん） | 8 |

『晩秋の双龍峡』（西吾妻スカイバレー）

彩とりどりの紅葉も過ぎ、枝から葉が離れる季節…。
赤滝（左）と黒滝（右）の二つの龍が天に向かってくつき
りと姿をあらわす。標高1400m地点、最上川源流とある
場所からのワンショット。里はいよいよ冬支度…。

写真：菅野善照
株式会社 クサカ印刷所

税だより

国税

相続時精算課税

贈与を受けたときに、軽減された一定の税率で贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。

「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに1年間（1月1日～12月31日）に贈与を受けた財産の価額の合計金額から特別控除額2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合はその金額を控除した金額）を控除した残額に対して課税されます。

対象者は、贈与をする人（贈与者）が65歳以上である親で、贈与を受ける人（受贈者）が20歳以上の贈与者の推定相続人である子です。

この制度を選択しようとする受贈者は、贈与税の申告期限内に所定の書類を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出しなければなりません。

タックスアンサー

「相続時精算課税の選択」

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4103.htm>

税務署からのお知らせ

よくある税の質問にお答えする手段としてご利用いただいております「タックスアンサー」のうち、「電話音声・ファクシミリ」サービスは、平成21年11月30日をもって、サービスを終了させていただきます。

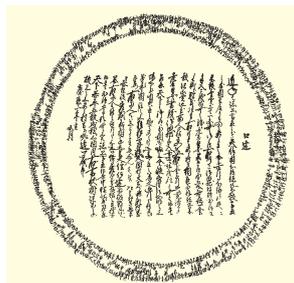
なお、「インターネット（携帯電話サイトを含む）」のタックスアンサーは、引き続き充実に努めてまいりますので、お気軽にご利用願います。

（国税庁ホームページ [http://www.nta.go.jp]）からのご利用が便利です。

また、税に関する一般的なご相談は、お近くの税務署にお電話いただき、音声案内に従い「1番」を選択していただければ、国税局の「電話相談センター」につながりますので、ご利用ください。



村井幸三さんの ヘーなるほど



当時の農民一揆に使われた環連判

江戸から東京へ、わが国近世史の最後をしめくくった戊辰戦争の彩り、会津鶴ヶ城の落城は明治元年十一月九日（旧暦九月二十三日）のことです。会津人の無念さは今もとけることがないようですが、実はそれより百年ほど昔の寛延二（一七四九）年に起きた領内の農民一揆で数万のお百姓さんは城下に攻め込み、藩士全員が家族とともにお城に立て籠もったものの、一揆の勢いが強く、頼りの鶴ヶ城もあわや落城と

そんな無茶な話があるか、仮に来年の作柄が平年作でも返済と高い利子を払ったのでは、秋には百姓は潰れる、どうせ潰れるなら今年潰れても同じことだという悲痛な声が火のように広がって、数万人の農民が立ちあがり押し寄せたのです。

農民の要求は年貢半減、責任者の引き渡しでしたが、事態を甘く見た藩は初め酒食をふるまって一揆をなだめようとしました。怒った農民は城下に乱入、おそれをなした藩士たちは家族ともども城中に駆け込み、籠城戦になったのです。城方では数百挺の鉄砲を撃ちかけるなどして威嚇しましたが一揆勢は城をかこんで一步もひかず、結局話し合いで年貢半減、郡代の処罰を約束してことを納めたものの、約束の証文を書かされるといいう散々の結末で、藩の面目丸潰れで終わったのです。

しかしこの勝利も一時のもので、藩は一揆が解散するのを見極めると、村々に役人を出して首謀者の検挙をはじめ、三百人余りを捕らえて磔二人、死罪十二人、入牢二百人という無残な処分を行いました。

ただ藩が翌年、年貢半減の約束を守ったのはさすが会津藩と感心していますが、鶴ヶ城の危機は実は二度あったという話は恐らく、会津ツ子も余り知らない話だと思いますよ。

年末調整説明会のお知らせ

平成21年分の年末調整関係事務の説明会を次の日程等により開催いたします。

| 開催月日 | 受付開始時間 | 説明会開始・終了時間 | 会場 | 対象地域 |
|-----------|-----------------|--------------------------------|---------------------|----------------|
| 11月11日(水) | 13時00分 | 13時30分～15時30分 | 伊達市ふるさと会館 | 伊達市・国見町 桑折町 |
| 11月12日(木) | 9時30分 13時00分 | 10時00分～12時00分 13時30分～15時30分 | 福島県文化センター (大ホール) | 福島市・川俣町 |

1. 年末調整関係書類に不足がある場合は、説明会場及び福島税務署で配布いたします。
2. 会場の収容人数の都合上、対象地域を指定させていただいておりますが、日程等のご都合が合わない場合は、他の会場への出席が可能です。
3. 会場駐車場は利用台数に限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。
4. 説明会で使用する書類
 - 年末調整のしかた
 - 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引

- 給与支払報告書(総括表)の書きかた
- 源泉徴収票・支払調書作成のチェックポイント

【お問い合わせ先】

福島税務署 法人課税第一部門
(源泉所得税担当)

電話 024-534-3121 (内線 243)

※この文書に関する電話でのお問い合わせは、音声案内メッセージに従い、「2」番(当税務署にご用の方)を選択してください。

法人会新サービスをご利用下さい!

DVD・CD新レンタルサービス

福島法人会では、会員企業の皆様に経営実務・人事・労務などに役立つDVD・CDをレンタル無料、宅配サービスで提供いたしております。

忙しくてセミナーや研修会に参加できない方など、会社や自宅にしながらインターネットから見たいセミナーが予約できます。

サンプル視聴もできますので、是非ご覧の上お申し込み下さい。

無料インターネットセミナー

会員企業の皆さんへのサービスとして、無料インターネットセミナーがスタートしました。見たいセミナーを、見たいときに、好きなだけ受講できます。豊富なジャンルと旬なセミナーコンテンツを多数とり揃えております。無料で視聴できますので、是非ご利用下さい。

<主なジャンル>

一般経営、税務・経理、労務、研修、人材育成、健康等

インターネットセミナーをご覧になるには、**会員専用IDとパスワードの入力**が必要です。

会員ID : 1291 パスワード : 5012

- ※ DVD・CDレンタル、インターネットセミナーについては、福島法人会のホームページ (<http://www13.ocn.ne.jp/fukuho>) をご覧下さい。
- ※ お問い合わせは、福島法人会事務局 ☎ 536-1291 まで。



「生命保険金の課税関係」

生命保険契約に係る満期保険金や死亡保険金を受け取った場合の課税関係は、保険料負担者、被保険者及び保険金受取人が誰であるかによって変わってきます。(なお、今回は年金形式による保険金受け取りの課税関係の説明は省略いたします。)

(一) 満期保険金の課税関係について

満期保険金については、受取人の設定次第で税金の影響が出てきます。満期保険は、保険期間が満了したことにより支払われるものだから保険料負担者も生存しています。つまり、保険料負担者と保険金受取人が異なるということは、保険料負担者から保険金受取人へ財産が無償で移転したという事になりますので贈与税がかかることになってしまいます。保険料負担者と保険金受取人が同じであれば、生命保険の満期金は一時所得として所得税となり、贈与税と比べて安い税金ですみますが、保険料負担者と保険金受取人の名義が異なるだけで思わぬ税金がかかってしまうことになりかねないのです。例えば、夫が契約者として保険料を負担し、受取人の名義を妻あるいは子にしている場合です。この場合では、保険の契約をしたと同時に贈与

税が課税されるわけではなく、満期が来るまでは、贈与税は課税されないの、満期が来るまでに受取人の名義を契約者である夫に変更しておけば、満期の時、一時所得としての税額で済むこととなります。

(二) 死亡保険金の課税関係について

満期保険金については一時所得としての所得税か贈与税のどちらかがかかってきますが、死亡保険金についてはどうでしょうか。

例えば、夫が自分に保険をかけていた場合(保険料負担者、被保険者が夫の場合)には、死亡保険金は、受取人が誰であろうと相続税の対象となります。また、夫が保険料負担者でかつ、保険金受取人で妻に保険をかけていた場合は、妻が死亡した際の死亡保険金は夫の一時所得となり、所得税の対象となります。保険料負担者が夫、被保険者が妻、保険金受取人が子の場合、妻が死亡した場合、死亡保険金を受け取る子に贈与税がかかってきます。いま一度、ご自分やご家族の保険証券を見直されてみてはいかがでしょうか。

東北税理士会福島支部 小林 孝幸

ちよっと
いっぷく



広報委員

(株)アグリテクノ 三品 清重

「アラカン」

今年で還暦を迎え、高齢者の仲間入りということになり、「ちよいとっぷく」を考えるべき時がきたのかなと感じている。この未曾有の不景気で当分は実際にいっぷくするのは難しそうだが、思い起こせば20代の頃から、晩年に身体が不自由になっても楽しく過ごすためには準備が大切だと感じ、いろいろな趣味に挑戦してきた。

従兄弟で銀嶺食品工業社長の大橋雄二君が、血友病を抱えながらも精力的に生きる様を幼少の時から見てきたことが影響しているかもしれない。もし身体が不自由になったらどうするか。音楽がある。見て触って楽しめるものを夢中になって探した。特に情熱を傾けたのがオーディオだった。

世の中にはJBLやアルテック、タノイなど高価なスピーカーはたくさんあるが新型が次から次へと出てきりがない。一生大事にできるものはないかと探す中で、今から80年前にアメ

リカの映画館で使われていた、ウエスタン・エレクトリックというメーカー製の「15Aホーン」という名機のことを知って心が躍った。

アメリカの古い映画館に残ってはいないかと、知人を頼って探し始めたのが35年も前になる。10年近く探し続けてようやく手に入れたが、そこからがまた長かった。当時の資料を確認しながら、どうすれば再生できるか試行錯誤するのに、さらに15年かかった。

1ワット足らずのアンプで生々しい音を再現できた時の感動は今も忘れられない。よく聴くのは60年代のジャズだが、ブレイヤーの息づかいも周りの熱気も、今や忠実に再現されている。大正時代の蓄音機やランプもそろえ、当時の雰囲気やランプながら音色を楽しんでいる。

80年も前のシステムはメンテナンスが欠かせない。振動盤のコイルが金属疲労を起こしてたびたび切れる。接触不良で突然音が出なくなることもある。すべて自分で修理しなければならぬ。この先もずっと、一生の付き合いが続くだろう。

ただ、このオーディオも私一代の命かもしれない。26歳の息子はまったく興味を示さないため、後継者がいないことが心残りだ。興味を持たれた方は私が元気なうちに、「ちよいとっぷく」ウエスタンサウンドの世界に足を踏み入れてみませんか。

チャンスは”苦手”の中にある

株式会社アルティスタ人材開発研究所

代表 玄 間 千 映 子

「チャンス」を隠す「苦手意識

「あゝ、いつも同じ」。毎日、同じことが繰り返されてくると、なんだか目の前のことがつまらなく映るもの。刺激が欲しい！という声の反映か、巷ではプチグルメ、プチセレブ、プチお稽古と、お手軽刺激が満載です。仕事で刺激を求めたら責任がついて回りませんが、こちらがお金を払うお手軽刺激は、いわばイベント。責任な楽しめません。気楽に”刺激”を

それでも何か新しいことを得ると、昨日と違う自分がそこにあるようで、なんだか心が浮き立つもの。とはいうものの、やはり目の前の環境は変わりません。

また、「あゝ、いつも同じ毎日・・・」という気分。「チャンスがこないかな・・・」「チャンスさえあれば、自分も変われるの

苦手なことは気付かやすい

に・・・」という思いが、心の中をよぎります。でも自分が飛躍できるチャンスって、「お買い得ですよ」というような具合に向こうから声をかけてくるものではないですね。「チャンスですよ」などという壁の向こうに姿を隠していることが殆どです。だから、「チャンス」はなかなか見えないものとなっている。

とはいえ、実際に掴む人もいるわけだから、それにはコツがありそうだと思います。気がついたことがあります。なぜ、後から見ればチャンスだったと思えることが、その時、そうは映らないのか。「チャンス」がチャンスに見えてこないのは、そこに何か自分で苦手になっていることが含まれているからではないでしょうか。

例えば、社内で何か新しいプロジェクトが立ち上がり、メンバー募集をしていたとします。そのプロジェクト、面白そうだなと思いはするものの、何かが苦手なために手を挙げないということがあったとします。この状況、少し冷静に眺めてみましょう。すると、実は”苦手”って思えたこと以外、自分はある力が備わっていることでもあるということに気が付きま

す。なので、”苦手”が何だか認識できるのです。後は、”苦手”という壁を乗り越える気になれるかどうかだけ。壁は高い程、ビッグチャンス！大きな飛躍が伴うものです。なぜなら、壁をよじ登っていく途中でいろんなことを調べたり、学んだりすることも伴います。そもそも、それが”苦手”を増幅していることではあるけれど、「チャンス」は人が運んでくるもの。よじ登る活動を通じて人間関係も拡がり、また新たな「チャンス」に巡り会い、その結果、後から眺めれば”飛躍”と映るという具合。

手“の中に潜んでいるのです。ただし、気をつけることは嫌いと”苦手”は違います。嫌いなことは、どんなに頑張ってもストレスになるだけ。その違いに気づけて、自分の”苦手”をアンテナに、「チャンス」を掴みにいきましょう。するとほら、「毎日、同じことの繰り返し・・・」と思っていたのは”苦手”をそのままにしていたからかもしれません。

【筆者紹介】

玄間千映子 (げんま・ちえこ)



(株)アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大学卒。米インマヌエル大学大学院卒業後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。財団法人日本船舶振興会(現日本財団)役員、国会議員各秘書を経て1994年に前身の(有)アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本大学大学院非常勤講師、(財)港湾空間高度化環境研究センター監事などを兼任。著書に「ジョブ・ディスクリプション一問一答」「リストラ無用の会社革命」など。

税務の窓

税のQ&A

省エネ・新エネ設備等の即時償却制度について(平成二二年度改正)

Q 平成二二年度の減価償却制度に関する改正で、省エネ設備が全額即時償却できるようになったとききました。どのような内容か教えてください

A エネルギー需給構造改革設備等の即時償却制度の導入
【改正前の制度の概要】

青色申告書を提出する法人が、平成二二年三月三十一日までに、太陽光発電設備、天然ガス自動車、高断熱窓設備等の一定のエネルギー需給構造改革推進設備等(新品に限りま
す。※適用対象資産を参照してください。の取得又は制作若しくは建設(以下「取得等」といいます)をして、その取得等の日から一年以内に国内において事業の用に供した
場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度(解散(合併による
解散を除きます)の日を含む事業
年度及び清算中の各事業年度はこの
規定の適用ができません。)に、一

定の要件を満たす場合には、基準取得価額(原則として適用対象資産の取得価額をいいます。※適用対象資産の一号と三号は、その取得価額の五〇%となります。)の三〇%の特別償却か七%の税額控除の選択適用ができることとされていきました。

【改正の内容】

平成二二年四月一日から平成二三年三月三十一日まで二年度に限り、エネルギー需給構造改革推進設備等を取
得して、その取得等をした日から一年以内に、国内において事業の用に供した
場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額と
することとされました。すなわち、エネルギー需給構造改革推進設備等につ
いては、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却ができることとされ、
その事業の用に供した事業年度において即時償却が認められる(一括損金と
することができ)こととなりまし
た。

(三〇%の特別償却か七%の税額控

除の選択適用の規定は、平成二四年三月三十一日まで延長されております。

また、今回の措置は、特別償却限度額として仕組まれていることから、他の特別償却制度と同様に、特別償却不足額がある場合には一年間の繰越が認められます。同様に、準備金方式による損金算入も認められます。

この特別償却を適用する場合には、確定申告書等に、その償却限度額の計算に関する明細書(申告書別表一六(一)又は(二))並びに特別償却の付表(二)の添付が必要です。

省エネ・新エネ償却制度…

「太陽光発電設備で…か」



※適用対象資産

租税特別措置法第四二条の五第一項の各号に次のとおり規定されておりますが、具体的には、平成四年大蔵省告示第五七号及び同年大蔵省告示第二二四号を参照してください。

- 一 号 エネルギーの有効利用に著しく資するものとして一定のもの
- 二 号 太陽光、風力その他石油以外のエネルギー資源の利用に著しく資し、又はそのエネルギー資源の利用に伴い生ずる公害その他これに準ずる公共の災害の防止に資する機械その他の減価償却資産で一定のもの(一号に該当するものは除きます。)
- 三 号 電気の安定的な供給に著しく資する配電の設備で一定のもの
- 四 号 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備で一定のもの(所管行政庁又は経済産業大臣が確認した旨を証する書類を確定申告等に添付しなければなりません。)

なお、一号から三号までについては貸付の用に供した場合、二号については電気事業の用に供した場合、四号については住宅の用に供した場合は、適用対象資産から除かれます。



詳しくは、国税庁ホームページの「税について調べる」→「タックスアンサー」→「法人税」→「特別償却・税額控除」→「No.5452」を参照してください。ご不明な点は、福島税務署法人課税第一部門審理担当までご照会願います。

(国税庁ホームページアドレスは、<http://www.nta.go.jp> じゅ)。

インターネットから申告ができるシステムe-Taxで申告していただけます。

福島税務署法人課税部門では、e-Tax導入時の出張サポートも行ってまいりますので、操作方法等でお困りの場合は、お気軽にご連絡ください。

(電話〇二四―五三四―三二二)

カメラリポート Camera Report



▲ 21・9・16
セミナー「財務危機管理戦略とキーポイント」
～会社がつぶれたらどうするか～
講師：佐藤成氏（東北税理士会福島支部調査委員会委員長）



”福島から参加の皆さん“

▲ 21・10・6
県青連協第17回会員研修会「いわき大会」



▲ 21・10・7
平成21年度第1回組織委員会
・平成21年度組織状況について
・今後の会員拡大策について
・県連組織委員会の報告
・福利厚生制度の推進について



◀ 21・9・11

セミナー「クレーム電話対応スキル」実務講座
講師：花田恵美氏（オフィスフローラ代表）



▶ 21・9・11

青年部会第2回例会
〈研修会〉
テーマ「福島経済の現状と展望」
講師：豊田猛夫氏（日本銀行福島支店長）



▲ 21・10・13
伊達市支部役員会
・平成21年度支部会員拡大について
・その他

会社は心で
えと文・やまひろし



株式会社 エフイーシー
代表取締役会長
高野 浩樹氏
(福島市鎌田字川添3-8)
TEL (024) 553-9611(代)

現代は小学生でもコンピュータになじんでいるというのに、ヒトケタの私には縄文人のようにチンプンカンプンである。最初、高野会長の話が理解出来るかどうか不安であった。「エフイーシーって何ですか」と恐る恐る聞いたら

「わたしも良く分からないんですよ」というから少しほっとした。

多分、未来の電子工学を目指した会社らしいと言う。

創業は昭和五十五年、初代の石崎孝信氏が電子機器製造会社として設立した。沖電気の下請けとして電子機器の組立やハンダ付け、ネジを付けたりする町工場みたいな仕事をしていた。

現在会長で二代目社長となった高野浩樹氏は昭和三十五年生まれ。二本松工業高校を卒業したが何故かコンピュータに異常な関心を持った。ソフトウェアをつくりキーをたたくと命令された通り機械は正直に動いてくれる。ウソもつかないし、サボりもしない。徹夜作業にも文句を言わない。未来の生きる仕事はこれだ、と直感し懸命にコンピュータを勉強した。昭和五十八年、二十三歳の

とき、この会社に入社した。そして事務処理系のソフトの開発、工場関係のもの作りソフト、自動車のソフトづくりに専念した。これは工場の無人化に役だった。最初は各企業でも抵抗があった。いままで、社員でやっていた仕事を何で機械にさせなきゃならないんだ。手作業でやってきたことを機械にやってみようことで、会社の未来を考え合理化することが出来る、と徐々に理解されるようになった。会長は語る。

「事務処理のソフトといっても会社によって微妙に違うんです。工場ものづくりのソフトは、現場の担当者と綿密に打ち合わせして作り上げないと成功しないんです。ですからあらゆる業種の実態やその会社の経営方針まで理解しないと良いものはいけません」

各会社で平成になる少し前からコンピュータを導入したのだが、これはただの道具に過ぎないからソフトをつくらなければならない。ところが指導者が少なかった。FTV学園と呼ばれて「マイコン講座」の講師を三、四年務めたという。

「これからの課題は？」

「コンサルティングの仕事をしようと考えています。データは全部コンピュータに入っているのですが、それを分析し、この会社の未来をどうするか、そのお手伝いをしたいと思っています。いままでの経営は社長のカンと経験とノリ、勢い、人脈でやってきた会社が多いと思います。これからはコンピュータを駆使した経営戦略に切り替えるべきだと考えています。」

「いろいろストレスがたまりそうですよね」

「だから趣味はジェットスキーとモーターボートなんです。休みの日に猪苗代湖に行つてぶっ飛ばします。スッキリしますよ」現在の社長は初代の息子さんの石崎孝行氏で、中国にも支社がある。



おとぎ話

最近に観る世相は、まさに「心を支える何もものなし」といった感慨がある。毎日見るテレビのバラエティ番組の騒々しさ、新聞に見る自己中心的な犯罪、個人の行動に見るモラルの喪失、いったい日本人はどうしてしまったのだろうか。

二十世紀には日本の墮落は終結し、二十一世紀の「新生」が始まるのかと、期待したのだが、もっとひどい墮落の始まりになってしまった。

これではソドムとゴモラの時代になってしまふ、世界の環境はますます破壊され、いまや中国までが拝金主義になってしまった。あはは、神様だっていつまで手をこまねている訳にはいかない、きつと手ひどい罰がくるにちがいないね。

多分、いま人は、少しテクノロジに追い越されてしまっているのではないだろうか。携帯やインターネットで情報は手に入ったが、互いの心の絆を失ってしまった。知らぬ間に孤独に落ち込み、傷つくことを怖れ、人の心に近づくことを避けようとする若者が多い。一方、大人は、いままさら聞けないIT機器を前に、呆然とするだけだ。

人間はまだテクノロジを使いこなすまでに成熟していないのだから。もう少しハイテクに距離を置いてみよう。便利より人間が大事、もういちど心の復権を、目指さないとね。法人会ニュースも、そんな視点で編集していきたいと思う。(浦部記)